

令和8年度 はり・きゅうの療養費改定とそのポイント

1. 施術に関連する療養費改定

以下の内容は、主に令和8年6月5日 保発0605第8号にもとづいています。

1) 初検料と施術料の見直し

(1) 初検料

1術は50円引き上げられて2000円、2術は90円引き上げられて2320円となります。

区分	旧料金	新料金	増減
1術（はり又はきゅうのいずれか一方）	1,950円	2,000円	+50円
2術（はり・きゅう併用）	2,230円	2,320円	+90円

(2) 施術料

1術は40円引き上げられて1650円、2術は50円引き上げられて1820円となります。

区分	旧料金	新料金	増減
1術（はり又はきゅうのいずれか一方）	1,610円	1,650円	+40円
2術（はり・きゅう併用）	1,770円	1,820円	+50円

2) 訪問施術料見直し

訪問施術料は施術料の引き上げと同様に、1術は40円、2術は50円の引き上げで見直されています。大きく変わったのは、区分の改定です。今まで10人以上は訪問施術料4でひとくくりでしたが、訪問施術料4は10～19人、20人以上は新設された訪問施術料5として算定されます。

区分	人数	1術		2術	
		旧料金	新料金	旧料金	新料金
訪問1	1人	3,910円	3,950円	4,070円	4,120円
訪問2	2人	2,760円	2,800円	2,920円	2,970円
訪問3	3～9人	2,070円	2,110円	2,230円	2,280円
訪問4	10～19人	新設	1,800円	新設	1,970円
訪問5	20人以上	新設	1,720円	新設	1,890円
増減		+40円		+50円	

3) 逡減に関する見直し

「逡減」とは、一定の条件を超えると料金が段階的に減ってゆく仕組みのことです。今回の改定において非常に重要なポイントとなります。

(1) 月16回以降の施術に対する逡減

はり・きゅうにおいては、月内において16回目より通所の施術料、訪問施術料、電気鍼、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合の加算料金を50%で算定します。

① 施術に関する逡減のルール

対象項目	逡減条件	算定額	改定前	備考
施術料（通所）	月16回以降の施術	50%	なし	新設
訪問施術料1～5	月16回以降の施術	50%	なし	新設
電療料（電気針、電気温灸器又は電気光線器具）	月16回以降の施術	50%	なし	新設

② 通所施術料

区分	料金	逡減後
1術（はり又はきゅうのいずれか一方）	1,650円	825円
2術（はり・きゅう併用）	1,820円	910円

③ 訪問施術料

区分	人数	1術		2術	
		料金	逡減後	料金	逡減後
訪問1	1人	3,950円	1,975円	4,120円	2,060円
訪問2	2人	2,800円	1,400円	2,970円	1,485円
訪問3	3～9人	2,110円	1,055円	2,280円	1,140円
訪問4	10～19人	1,800円	900円	1,970円	985円
訪問5	20人以上	1,720円	860円	1,890円	945円

④ 電療料

区分	料金	逡減後
電療料（電気針、電気温灸器又は電気光線器具）	100円	50円

(2) 同一施設に対する訪問施術の集中に対する逓減（訪問施術料4、5を算定する施術所が対象）

訪問施術料4、5を算定する施術所で、一月当たりの同一施設に対する訪問施術の集中率（訪問施術料の算定回数）が90%以上である場合は、その施設で行う施術に対するすべての料金（一連の施術に関連して算定される全ての料金）に対して、80%で算定することになります。

出張専門の施術者が訪問施術料を算定せずに施術料を算定している場合がありますが、その算定回数も集中率の計算に含まれます。

算定回数は、施術したのべ患者数と同じになりますので、一月間ののべ訪問患者数の90%が一施設に集中していた場合に、この逓減ルールが適応されます。

施術に対する料金（逓減対象）	施術ではない料金
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問施術料4・5 ・ 温罨法料（電気光線器具の使用を含む） ・ 変形徒手矯正術 ・ <u>出張専門の場合の施術料</u> ・ 特別地域加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 往療料 ・ 明細書発行加算 ・ 施術報告書交付料

※保発の文章中で逓減対象および非対象は明文化されていないため、療養費支給様式からの解釈です。表の左に記載している区分は様式で「施術料」に含まれているもので、右は含まれていないものです。今後、疑義照会で明確化される可能性があります。該当する可能性がある場合は、保険者への照会をおすすめいたします。

2. 施術以外の改定と留意事項

1) 明細書発行の義務化と発行加算の新設

令和8年6月5日 保医発0605第4号および9号の内容にもとづいています。

正当な理由がない限り、一部負担金の支払いを受ける際に領収証及び施術の内容のわかる明細書を無償で交付することが義務付けられ、無償発行した場合に明細書発行加算として10円を算定できます。1か月のまとめ発行については、訪問の場合は従来通り可能とし、通所の場合は患者の求めに応じて行いますが、患者の意向を文書（4号の別紙様式5）で確認することが必要です。なお、タブレットなどを用いた電磁的な提示、署名そして保存については認められます。

明細書を交付している場合は、患者または患者の家族への毎月の療養費請求申請書の写し交付は免除されます。

2) 健康保険事業の健全な運営の確保

令和8年6月5日保医発0605第3号の内容にもとづいています。

(1) 自己施術や自家施術については療養費の支給対象外である。

今回、支給対象外であることが明確化されました。自家施術の範囲に付いては、「はり師、きゅう師による家族に対する施術、はり師、きゅう師による関連施術所の開設者・従業員に対する施

術」と明文化されています。民法において親族の規定はありますが「家族」の規定がないため、「生活を共にする者」を指すのか、近い親等の者を指すのか従業員や開設者の家族まで含めるのか不明瞭です。今後、疑義照会にて明確になることが望まれます。

(2) 経済的な利益提供や違法広告による患者誘引の禁止

経済的な利益提供やあはき法や広告ガイドラインに抵触する違法な広告によって患者を誘引する行為の禁止が明文化されています。

(3) 訪問施術の適正運用

① 施術所 → 施設・集合住宅・請求代行業者への「金品^{*}提供による患者紹介」は支給対象外

② 施術所 → 医療機関・医師への「金品提供^{*}による同意書・診断書の取得」は支給対象外

※①②の金品を指すものは、「いわゆる紹介料その他の経済上の利益」とされ、「経済上の利益」は、金銭、物品、便益、労務、饗応（飲食、接待）などを指しています。

③ 施術所と事業者が特別な関係にある場合は、支給対象外

施術所と訪問先の施設が特別な関係がある場合は、療養費の支給対象外となると明文化されています。次のような場合には、「特別な関係」に該当する可能性があり注意が必要です。

特別な関係の判断基準

- ・訪問先施設の経営者・代表者が自分（または家族・親族）である。
- ・訪問先施設と同じグループ会社・関連会社が施術所を運営している。
- ・訪問先施設とフランチャイズ契約・コンサル契約を結んでいる。
- ・訪問先施設との間に金銭の授受・紹介料等の関係がある。
- ・訪問先施設と共同で患者・利用者の募集を行っている。
- ・訪問先施設に利用者を斡旋・紹介している。

詳細は、「別添2 マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等 第1章 通則」を参照してください。お歳暮や接待も「経済上の利益」と判断される可能性がありますので注意してください。

(4) 同意書に係る取り扱いの明確化

オンライン診療で同意書は交付できないことが、明確化されました。そして同意書の訂正については、作成した保険医によるものであることを明確化するため、保険医が二重線および署名あるいは訂正印をもって訂正することとルール付けされました。

同意書のあり方については、令和8年度の改定を話し合う「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会」において、「支給基準と同意書」についての議論があり、同意書に「医師の所見や処置」などを盛り込む提案もなされました。同意書交付の経緯について医師や患者に対しての照会がたかまる可能性もあり、同意書交付の経緯については注意する必要性を感じます。

(5) 訪問施術に関するルールの明確化

①療養費の支給対象外になるケースが明確化されました。

2)(3)を参照

②施術所と施設や医療機関、そして関連業者との特別な関係が明確化されました。

2)(3)を参照

Web ひーりんぐマガジン 第20号

Vol.20-1	令和八年度療養費改定とその背景 ～ 適正運用と持続可能な業界づくり ～
Vol.20-2	柔道整復 療養費改定のポイント
Vol.20-3	あん摩マッサージ指圧 療養費改定のポイント
Vol.20-4	はり・きゅう 療養費改定のポイント
付録1	柔道整復療養費早見表
付録2	あん摩マッサージ指圧療養費早見表
付録3	はり・きゅう療養費早見表

2026年 © ひーりんぐマガジン編集部